

令和4年度 中小企業等外国出願支援事業

「外国出願」企業募集のご案内

公益財団法人岡山県産業振興財団(以下、「財団」)では、県内中小企業等による諸外国での戦略的な産業財産権の取得に向けた外国出願を促進するため、外国出願に要する経費の一部を補助します。

公募期間

令和4年5月16日(月)～6月3日(金)17時まで(必着)

補助率及び上限額

補助率 補助対象経費の1/2以内
補助額 1企業に対する1会計年度内の上限額: 300万円
案件ごとの上限額: 特許150万円
 実用新案・意匠・商標60万円
 冒認対策商標30万円

補助対象となる企業

県内に主たる事業所を有する中小企業者等

補助対象となる出願

既に日本国特許庁に出願済みの「特許」「実用新案」「意匠」「商標」を活用して、海外展開を図るために外国へ出願するもの。但し交付決定日以降、令和5年1月31日までに外国特許庁への出願または指定国への国内移行が完了後、実績報告書の提出ができるものに限ります。

補助対象経費

外国特許庁への出願に要する出願手数料、弁理士費用、翻訳料など。

申請方法

岡山県知財総合支援窓口ホームページ掲載の申請書をダウンロードして必要事項を記入のうえ提出ください。(令和4年度 中小企業等外国出願支援事業 公募案内をご覧ください。)

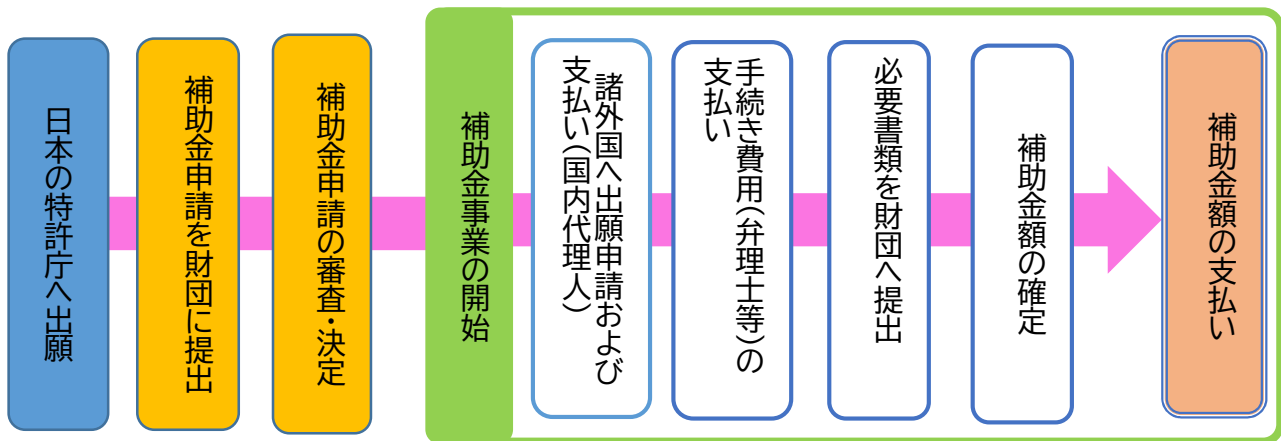
事前相談について

中小企業等外国出願支援事業の申請書提出にあたっては、先行技術調査結果や登記簿、決算書の提出が必要など、申請要件がいくつかありますので、事前に担当者までご相談頂きますようお願いいたします。

選考方法等

企業の選定にあたっては、審査委員会で選考のうえ、適宜決定する予定です。
審査の経過や内容に関するお問い合わせには、お答えできませんのでご了承ください。

手続きの流れ (※支払いの流れも留意)



留意事項

- ※補助対象経費のうち、交付決定日から令和5年1月31日までに支出が完了した経費が補助対象となります。交付決定日前に要した経費は、補助対象となりません。
- ※実績報告書(様式6)を提出する期限は、外国特許庁へ出願後30日以内もしくは、令和5年1月31日のいずれか早い日までに提出する必要があります。
- ※補助対象外費用:国内出願費用、日本国特許庁へのPCT出願費用(国際出願手数料、国際調査手数料、送付手数料、優先権証明願、予備審査手数料、日本国特許庁への国内移行手数料等)、日本国特許庁への国際商標登録出願の手数料、前述の費用に係る弁理士費用等。
- ※補助額は、消費税及び地方消費税を除きます。また、審査結果等により申請額を減額して交付決定することがあります。

お問い合わせ先・申請書提出先

〒701-1221

岡山市北区芳賀5301(テクノサポート岡山3F)

公益財団法人岡山県産業振興財団 ものづくり支援部 知的財産支援課(担当 美甘、未廣)

TEL 086-286-9711 FAX 086-286-9706

E-mail gchizai@optic.or.jp